

千葉県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年5月1日

千葉市長 熊谷俊人

開設者の名称	開設者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人晴山会	千葉県花見川区花島町149-1	晴山苑訪問入浴サービス	千葉県花見川区花島町149-1	令和2年6月30日
株式会社 GLAD	千葉県中央区松波2-9-1ベルメゾン松波103	GENKI NEXT 西千葉	千葉県中央区松波2-9-1ベルメゾン松波103	令和2年4月30日
社会福祉法人三育ライフ	東京都東久留米市南沢5-18-36	シャローム若葉	千葉県若葉区桜木5-15-1	令和2年4月30日